

市第8号議案

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例の一部改正

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（職員）

第30条 （第1項及び第2項省略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（第4項省略）

（職員）

第32条 （第1項及び第2項省略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（職員）

第45条 （第1項及び第2項省略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（職員）

第48条 （第1項及び第2項省略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。